## 五所川原市市民リポーター設置要綱

(目的)

第1条 市の様々な魅力を市民等が取材し、作成した記事を市SNS等の広報媒体に掲載する ことで、地域の魅力を発信及び共有するとともに、市民等のまちづくりへの参画の機運を高 めるために、五所川原市市民リポーター(以下「ごしょりんリポーター」という。)を設置す る。

(職務)

第2条 ごしょりんリポーターの職務は、市内のイベント、身近なまちの話題、地域活動等を 取材し、市へ記事や写真を提供するものとする。

(定数)

第3条 ごしょりんリポーターの定数は10人以内とする。

(任期)

第4条 ごしょりんリポーターの任期は、登録日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委嘱)

- 第5条 市長は、次の各号のすべてに該当する者をごしょりんリポーターとして委嘱する。
  - (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本市の住民基本台帳に登録 されている者
  - (2) 中学生以下の場合は保護者の同意を得ている者
  - (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者でないこと
  - (4) この制度の趣旨を理解し、誠意をもって職務を行うことのできる者
  - (5) 投稿した記事の写真や文章等の二次利用に同意できる者
  - (6) 電子データによりデータを提供できる者

(報酬)

第6条 ごしょりんリポーターは、無報酬とする。

(解嘱)

- 第7条 市長は、ごしょりんリポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱できる。
  - (1) 第5条の資格を失ったとき
  - (2) 本人が辞退を申し出たとき

(3) その他市長が解嘱する必要があると認めたとき

(事務局)

第8条 ごしょりんリポーターの事務局は総務部総務課に置く。

(著作権)

第9条 成果物等に係る著作権は、すべて五所川原市に帰属するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民リポーターに関し必要な事項は、五所川原市、ごしょりんリポーター双方が誠意を持って協議して定める。

附 則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。